別紙２

（仮称）西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について

①　条例の制定過程において、条例の活用を視野に入れた市民への情報提供と広報の機会とするとともに、パブリックコメントなどを通じて市民の声をできるかぎり聴くようにすること。とりわけ、子どもに対して丁寧に行うこと。

②　条例の制定過程においても、子どもにかかわる施策・事業の連携をいっそうすすめ、総合的なものにしていくよう努めること。

③　名称については、（仮称）を取って「西東京市子ども条例」とすることが包括的でふさわしいこと。

④　「要綱」でも配慮したが、条例の規定は「です・ます調」など、子どもをはじめ市民にできるかぎりわかりやすく、親しみやすい文章にすること。

⑤　「要綱」の規定はできるかぎり簡潔にしているので、規定を効果的に実施していくためにも、とくに「第４章　子どもの相談・救済」「第５章　子ども施策の推進と検証」については規則を定めること。

⑥　条例を効果的に実施するために、人と予算を含め具体的な手立てを講じるよう努めること。

⑦　この条例の趣旨や規定が子ども、保護者、園・学校など子どもの育ち学ぶ施設の関係者などに「浸透」するよう、あらゆる機会を通じて広報したり、学習の機会を設けたり、必要に応じて研修などを行ったりすること。とくに「子ども向け」の広報などは子どもの声を聴きながら子どもにわかるように取り組むこと。

⑧　条例制定の目的の一つでもあるが、条例の実施において市民（子どもを含む）・ＮＰＯ等の参加と連携・協働をいっそうすすめること。